

特別養護老人ホーム 「牧場の朝」
介護老人福祉施設 短期入所生活介護 契約書

当施設は介護保険の指定を受けている
介護老人福祉施設です。
(福島県指定 0772200259 号)

□ ■ 目次 ■ □

第 1 条.	契約の目的.....	2
第 2 条.	契約期間.....	2
第 3 条.	運営規程の概要.....	2
第 4 条.	短期入所生活介護計画.....	2
第 5 条.	短期入所生活介護サービスの内容及びその提供.....	2
第 6 条.	身体的拘束その他の行動制限.....	3
第 7 条.	協力義務.....	3
第 8 条.	苦情対応.....	3
第 9 条.	医療体制.....	4
第 10 条.	料金.....	4
第 11 条.	利用開始前のサービス利用の中止.....	4
第 12 条.	秘密保持.....	4
第 13 条.	甲の解除権.....	4
第 14 条.	乙の解除権.....	4
第 15 条.	契約の終了.....	4
第 16 条.	契約の終了契約終了後の退所と清算.....	5
第 17 条.	事故発生時の対応及び損害賠.....	5
第 18 条.	利用者後見人.....	5
第 19 条.	身元引受人.....	6
第 20 条.	合意管轄.....	6
第 21 条.	協議事項.....	6

_____ (以下「甲」という。)と事業者 社会福祉法人 清樹会 (以下「乙」という。)
が運営する 特別養護老人ホーム 牧場の朝 (以下「本施設」という。)の施設サービス利用に関し
て次のとおり契約を結びます。

(契約の目的)

第 1 条 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、本施設において、甲がそ
の有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生
活介護サービスを提供し、甲は本施設に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

(契約期間)

第 2 条 この契約書の契約期間は、令和_____年_____月_____日から甲の要介護認定の
有効期間満了日までとします。

- 2 契約期間満了日までに、甲から本施設に対して、文章による契約終了の申し出がない場合、こ
の契約は次の要介護認定の有効期間満了日まで自動更新されるものとし、以後も同様としま
す。
- 3 甲は、利用開始予定日から3日間以上の猶予をおいて、乙に対し、利用期間の変更を申し入れ
ることができます。又、甲は契約期間中であれば、短期入所生活介護サービスの追加利用を申
し込むことができます。これに対し、乙は居室が確保できない等正当な理由がない限りこれを断
りません。
- 4 甲は、利用開始日の午前9時00分以降に入居し、利用終了日の午後6時00分までに退所するも
のとしします。

(運営規程の概要)

第 3 条 乙の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、サービスの内容等）、従業者の勤
務の体制等は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

(短期入所生活介護計画)

第 4 条 利用期間が4日以上の場合、乙は、甲の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、
居宅サービス計画に沿って短期入所生活介護計画を作成します。乙はこの短期入所生活
介護計画の内容を甲及び家族等に説明します。

(短期入所生活介護サービスの内容及びその提供)

- 第 5 条 乙は、短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に沿ってサー
ビスを提供します。
- 2 甲は、サービス内容の変更を希望する場合、乙に申し入れることができます。その場合乙は、可
能な限り甲の希望に沿うようにします。

- 3 乙は、サービス提供記録を作成することとし、短期入所生活介護サービスの提供終了後、2年間保管します。
- 4 甲及びその後見人(後見人がいない場合は、甲の家族又は身元引受人)は、必要がある場合は、前項の記録の閲覧及び実費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。
- 5 乙は、短期入所生活介護サービスの提供終了後、提供したサービス内容等をその家族に説明します。

(身体的拘束その他の行動制限)

- 第 6 条 乙は、甲又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限しません。
- 2 乙が甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限する場合は、甲に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。また、この場合乙は、事前又は事後速やかに、甲の後見人又は甲の家族(甲に後見人がなく、かつ身寄りがない場合には身元引受人)に対し、甲に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。
 - 3 乙が甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限した場合には、前条第 3 項の施設サービスの提供に関する書類に次の事項を記載します。
 - 一 甲に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
 - 二 前項に基づく甲に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
 - 三 前項に基づく甲の後見人又は甲の家族(甲に後見人がなく、かつ身寄りがない場合には身元引受人)に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

(協力義務)

- 第 7 条 甲は、乙が甲のため施設サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

(苦情対応)

- 第 8 条 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した施設サービスについて甲、甲の後見人、甲の家族又は甲の身元引受人から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 2 乙は、甲、甲の後見人、家族又は身元引受人が苦情申し立て等を行ったことを理由として何ら不利益な取扱いをすることはありません。

(医療体制)

- 第 9 条 乙は、配置の医師及び看護職員に常に甲の病状、心身の状況等を把握させ、甲及びその家族に適切な指導を行うとともに必要な医療を行います。
- 2 乙は、甲に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに別紙重要事項説明書に記載する協力医療機関に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

(料金)

- 第 10 条 乙が提供する施設サービスの、利用料及びその他の費用は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。
- 2 乙は、料金の合計額の請求書に明細を付して、利用終了日に甲に通知します。
- 3 甲は、料金の合計額を請求日から30日以内に、現金払又は銀行口座振込の方法で支払います。
- 4 乙は、甲から料金の支払いを受けたときは、甲に対し領収証を発行します。

(利用開始前のサービス利用の中止)

- 第11条 利用者は、事業者に対して、利用開始予定日の前日午後1時00分までに通知することにより、料金を負担することなくサービスの利用を中止することができます。
- 2 利用者が利用開始予定日の前日午後1時00分までに通知することなくサービス利用の中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【契約書別紙】に定める計算方法により、利用料の一部を請求することができます。この場合事業者は、明細を付した請求書を利用者に交付し、利用者は請求書の交付を受けてから30日以内に、現金払又は銀行口座振込の方法で支払うものとします。

(秘密保持)

- 第 12 条 乙及びその従業員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びその後見人、家族又は身元引受人の秘密を漏らしません。
- 2 乙は、居宅介護支援事業者等必要な機関に対し、甲及びその後見人、家族又は身元引受人に関する情報を提供する必要がある場合には、甲及びその後見人、家族又身元引受人に使用目的等を説明し、文書により同意を得ます。

(甲の解除権)

- 第 13 条 甲は、15 日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

(乙の解除権)

- 第14条 乙は、甲が次の各号に該当する場合は、30 日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

- 一 甲が正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を3ヵ月以上滞納したとき。
- 二 甲の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- 三 甲が重大の自傷行為を繰り返すなど、自殺をする危険性が極めて高く、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- 四 甲が故意に法令違反その他重大の秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき。

(契約の終了)

第15条 次に掲げる事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 甲が要介護認定において非該当又は要支援となったとき。
- 二 第2条1項及び2項により、契約期間満了日の15日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。
- 三 甲が第12条により契約を解除したとき。
- 四 乙が第13条により契約を解除したとき。
- 五 甲において、介護老人福祉施設サービス提供の必要性がなくなったとき。
- 六 甲が死亡したとき。

(契約終了後の退所と清算)

第16条 甲は、この契約終了後、ただちに本施設を退所します。

- 2 契約期間中に契約が終了した場合、サービスの未給付分について乙がすでに受領している利用料があるときは、乙は甲に対し相当額を返還します。
- 3 この契約の終了により甲が本施設を退所することになったときは、乙はあらかじめ甲の受入先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者、保健機関、医療機関、福祉サービス機関等と連携し、甲の円滑な退所のために必要な援助を行います。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第17条 乙は、施設サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の後見人及び家族又は身元引受人に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。

- 2 前項において、事故により甲に損害が発生した場合は、乙は速やかに甲の損害を賠償します。ただし、乙に故意・過失がない場合にはこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(利用者後見人)

第18条 甲は、後見人を選任してこの契約を締結させることができ、又、契約に定める権利の行使

と義務の履行を代理して行わせることができます。

- 2 甲の後見人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(身元引受人)

第 19 条 乙は甲に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし甲に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。

2 身元引受人は次の責任を負います。

- 一 甲が他の医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
- 二 契約終了の場合、乙と連携して甲の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
- 三 甲が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引受けその他必要な措置をとること。

(合意管轄)

第 20 条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、郡山地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第 21 条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

この契約の成立を証するため本証 2 通を作成し、甲乙各署名押印して 1 通ずつを保有します。

令和 年 月 日

入居者甲

住所 _____

氏名 _____ 印

後見人（選任した場合）

住所 _____

氏名 _____ 印

身元引受人

住所 _____

氏名 _____ 印

事業者乙

住所：福島県岩瀬郡鏡石町桜町 225 番地 15

事業者（法人）名：社会福祉法人 清樹会

施設名：特別養護老人ホーム 牧場の朝
（事業所番号）0772200259

施設長名 佐々木 博満 印